

第十三回国会 衆議院 大蔵委員会 議録 第六十五号

昭和二十七年五月十三日(火曜日) 午前十一時五分開議

出席委員

委員長 佐藤 重遠君
委員 理事 奥村又十郎君 理事 小山 長規君
理事 佐久間 徹君 理事 内藤 友明君
理事 松尾トシ子君

川野 芳満君 島村 一郎君
清水 逸平君 若米地英俊君
夏堀源三郎君 三宅 則義君
官囁 靖君 武藤 嘉一君
深澤 義守君 中野 四郎君

出席政府委員
大蔵政務次官 西村 直己君
大蔵事務官 (銀行局長) 河野 通一君
大蔵事務官 (銀行局長) 大月 高君
大蔵事務官 (銀行局長) 小林 政夫君
大蔵事務官 (理財局長) 横山 正臣君
大蔵事務官 (理財局長) 上田 克郎君
大蔵事務官 (理財局長) 堀口 定義君
大蔵事務官 (理財局長) 橋口 収君
大蔵事務官 (理財局長) 有吉 正君
大蔵事務官 (理財局長) 中村 建城君
大蔵事務官 (理財局長) 網野 貞雄君
大蔵事務官 (理財局長) 椎木 文也君
大蔵事務官 (理財局長) 黒田 久太君

委員外の出席者
参議院議員 小林 政夫君
大蔵事務官 (理財局長) 横山 正臣君
大蔵事務官 (理財局長) 上田 克郎君
大蔵事務官 (理財局長) 堀口 定義君
大蔵事務官 (理財局長) 橋口 収君
大蔵事務官 (理財局長) 有吉 正君
大蔵事務官 (理財局長) 中村 建城君
大蔵事務官 (理財局長) 網野 貞雄君
大蔵事務官 (理財局長) 椎木 文也君
大蔵事務官 (理財局長) 黒田 久太君

五月十二日
貴金屬管理法の一部を改正する法律

第一類第六号 大蔵委員会議録第六十五号 昭和二十七年五月十三日

案(内閣提出第一二九号)(参議院送付)
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件
長期信用銀行法案(内閣提出第一二九号)

日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三八号)

閉鎖機関令の一部を改正する法律案(内閣提出第一四三号)

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出第一九〇号)

昭和二十七年年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案(内閣提出第一九七号)

緊要物資輸入基金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九八号)

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇三号)

接収貴金屬等の数量等の報告に関する法律案(内閣提出第二二二号)

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関の出張所及び監視署の設置に關し承認を求めめるの件(内閣提出、承認第四号)

○佐藤委員長 これより会議を開きます。

まず国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案、昭和二十七年年度における行政機構

の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に關する法律案、緊要物資輸入基金特別会計法の一部を改正する法律案、外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案、接収貴金屬等の数量等の報告に關する法律案、及び地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関の出張所及び監視署の設置に關し承認を求めめるの件、以上六件につきまして、順次政府委員より提案趣旨の説明を求めます。西村大蔵政務次官。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案
(目的)
第一条 この法律は、国際通貨基金(以下「基金」という。)及び国際復興開発銀行(以下「銀行」という。)

へ加盟するために必要な措置を講じ、並びに国際通貨基金協定及び国際復興開発銀行協定の円滑な履行を確保することを目的とする。

(出資額)
第二条 政府は、基金及び銀行に對し、それぞれ、この法律施行の日における基準外国為替相場(外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第七條第一項の基準外国為替相場をいう。)で換算した本邦通貨の金額が九百億圓に相当する国際通貨基金

協定第四條第一項(a)に規定する合衆國ドルの金額の範囲内において、出資することができる。

(出資の方法)
第三条 政府は、基金に對しては、金及び本邦通貨で、銀行に對しては、金又はアメリカ合衆國通貨その他の外国通貨及び本邦通貨で、前條の規定による出資をすることができ。

(日本銀行所有金地金の買入)
第四条 政府は、前條の規定により基金に出資する金の一部に充てるため、日本銀行に對し、その所有する金地金を、必要な量に限り、売渡を命じた時における帳簿価格で、政府に売り渡すことを命ずることができ。

2 前項の規定により日本銀行から買入れた金地金に係る同項に規定する価格による金額と同項の規定により売渡を命じた時における金管理法(昭和二十五年法律第二百二十八号)第六條に規定する価格による金額との差額については、別に法律で定めるところにより、処理するものとする。

(国債による出資)
第五条 政府は、第三條の規定により基金及び銀行に出資する本邦通貨に代えて、その一部を国債で出資することができる。

2 前項の規定により出資するため、政府は、必要な額を限度として国債を発行することができる。

3 前項の規定により発行する国債には、利子を付けない。

4 第二項の規定により発行する国債は、第七條第一項の命令に従い、買取る場合を除く外、何人も、基金又は銀行から譲り受けることができない。

5 第二項の規定により発行する国債の交付価格は、額面百圓につき百圓とする。

(国債の償還)
第六条 政府は、基金又は銀行から前條第一項の規定により基金又は銀行に出資した国債の全部又は一部につき償還の請求を受けたときは、直ちにその償還をしなければならぬ。

(償還財源が不足する場合の措置)
第七条 政府は、第五條第一項の規定により基金又は銀行に出資した国債につき償還の請求を受けた場合において、緊急やむをえない事由があるため又は償還財源が不足があるため当該請求に係る金額の全部又は一部の償還を行うことができないときは、日本銀行に對し、政府が償還を行うことのできない金額に相当する額に限り、当該国債を基金又は銀行から買い取ることができ。

2 政府は、前項の命令に従い日本銀行が買い取った国債については、第五條第三項の規定にかかわらず、日本銀行が買い取った日か

らざるに、日本銀行が買い取った日か

らざるに、日本銀行が買い取った日か

らざるに、日本銀行が買い取った日か

ら利子を付け、及び償還期限を定めることができる。

3 前項の場合において、当該国債の償還期限及び利率は、第一項の規定により日本銀行が国債を買い取つた日の現況による他の国債の発行条件に準じて、大蔵大臣が定める。

(国債に関する細目)

第八条 前三条に規定するものの外、第五条第二項の規定により発行する国債(前条第一項の規定により日本銀行が買い取つた国債を含む。以下同じ)に關し必要な事項は、大蔵大臣が定める。

(国債整理基金特別会計への繰入)

第九条 政府は、第五条第二項の規定により発行する国債の償還金及び第七条第二項の規定による利子の支出に必要な金額を、予算の定めるところにより、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(国債整理基金特別会計法の適用)

第十条 第五条第二項の規定により発行する国債は、国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第二条第二項の規定の適用については、国債とみなさない。

(基金との取引)

第十一条 外国為替管理委員会は、大蔵大臣の同意を得て、外国為替資金特別会計の負担において、基金との間に左に掲げる取引を行うことができる。
一 本邦通貨による他の基金加盟国通貨の基金からの購入

三 基金の保有する本邦通貨の買ひもどし
四 前各号に掲げるものの外、大蔵大臣の指定する取引
(寄託所の指定)

第十二条

政府は、国際通貨基金協定第十三条第二項及び国際復興開発銀行協定第五条第十一項の規定に従い、基金及び銀行の保有するすべての本邦通貨の寄託所として日本銀行を指定する。この場合において、日本銀行は、日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第二十七条の規定にかかわらず、基金及び銀行の保有する本邦通貨の寄託所としての業務を行うものとする。

(実施規定)

第十三条 前各条に定めるものの外、国際通貨基金協定及び国際復興開発銀行協定の履行のため必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十七年における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に關する法律の特例に關する法律案
昭和二十七年における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に關する法律の特例に關する法律案

1 昭和二十七年における行政機構の改革に關連して、又は昭和二十七年年度予算実行上の要請に因り、昭和二十七年四月五日から同年十二月三十一日までの間に

て退職する職員で閣議で定めるものに對する国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に關する法律(昭和二十五年法律第四百十二号。以下「法」という。)の規定による一般の退職手当の額は、法第四条及び第五条の規定にかかわらず、法附則第六項中「前項」とあり、又は法附則第七項中「附則第五項」とあるのを「昭和二十七年における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に關する法律の特例に關する法律本則第一項」と読み替えて、これらの項の規定により計算した額とする。

2 昭和二十七年年度予算実行上の要請に因り、昭和二十八年一月一日から同年三月三十一日までの間に

において退職する職員で閣議で定めるものに對する法の規定による一般の退職手当の額は、法第四条及び第五条の規定にかかわらず、法附則第六項中「前項」とあり、又は法附則第七項中「附則第五項」とあるのを「昭和二十七年における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に關する法律の特例に關する法律本則第二項」と読み替えて、これらの項の規定により計算した額とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

緊要物資輸入基金特別会計法の一部を改正する法律案
緊要物資輸入基金特別会計法の一部を改正する法律案

第一条中「外国で生産された物資を政府において緊急に取得すること」を「外国で生産された左の各号の一に該当する物資で政府において取得することを緊要とするもの(以下「緊要物資」という。に)に改め、同条に次の二号を加える。

- 一 国際条約、国際協定その他国際的な取極に基いて日本国に割り当てられた物資
- 二 外国政府において輸出を統制している物資その他国際的に供給の不足している物資で、政府において取得しなければ輸入することが困難なもの又は政府において取得することを有利とするもの

第四条第一項中「政府において特殊需要に應ずるため緊急に取得することを必要とする外国で生産された物資」を「緊要物資」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。
外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案
外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案
外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「対外支払手段」の下に「外貨証券」を加える。
第八条第一項中「金銀地金」を「金地金」に改め、「統制額」の下に「とし、銀地金については大蔵大臣の指定する価額」を加える。

この法律は、公布の日から施行する。
附則

接取貴金属等の数量等の報告に關する法律案
接取貴金属等の数量等の報告に關する法律案

(目的)
第一条 この法律は、連合国占領軍に接取され、その後連合国占領軍から政府に引き渡された貴金属等に關して、接取の事実、数量等を確認し、返還その他の措置を講ずることに資するため、報告を徴することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律で「貴金属等」とは、金、銀、白金、ルテニウム、ロジウム、パラジウム、オスミウム、イリジウム及びイリドスミンの地金及び加工品並びにダイヤモンド及びその加工品をいう。

2 この法律で「本邦」とは、本州、北海道、四国、九州その他大蔵省令で定める附屬島をいう。
3 この法律で「接取」とは、連合国占領軍に屬する権限ある軍人又は軍属が、貴金属等を占有している者から、無償で、これを連合国占領軍の管理に移した行為をいう。

(報告)
第三条 本邦内においてその占有に

係る貴金属等を接収された者（以下「被接収者」という。）又はその相続人（法人については、その清算人又は合併に因りその権利義務を承継した法人若しくはその清算人）は、昭和二十七年九月三十日まで、大蔵省令で定めるところにより、当該貴金属等の種類、品位、形状及び数量その他当該貴金属等の接収の事実を示す事項を大蔵大臣に報告しなければならない。

2 国がその占有に係る貴金属等を接収された場合には、接収の時に於いて当該貴金属等を管理していた官署又はその官署から当該貴金属等を引き継いだ官署の長は、前項の規定に準じ、大蔵大臣に報告しなければならない。

3 前二項の規定による報告には、連合国占領軍に属する権限ある軍人又は軍属の発給した当該貴金属等の受領書の写その他接収の事実を証明するに足る書類、接収に係る貴金属等の種類、品位、形状及び数量その他の当該貴金属等を識別するために必要な事項を証明するに足る書類並びに当該貴金属等がその者の占有に属していたものであることを証明するに足る書類を添付しなければならない。

3 被接収者若しくはその相続人が第一項の報告をしないで死亡した場合において、その相続人がないとき、又は被接収者である法人若しくは合併に因りその権利義務を承継した法人が解散した場合において、同項の報告がされる前にその清算が終つたときは、当該貴金属等の所有者は、第一項の規定に準じ、大蔵大臣に報告しなければならない。

5 第三項の規定は、前項の規定による報告について準用する。この場合において、第三項中「その者の占有に属していた」とあるのは、「その者が所有している」と読み替へるものとする。

第四條 前条第一項又は第四項の規定による報告に際して虚偽の報告をした者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、当該行為者を罰する外、その法人又は人に対して前項の罰金刑を科す。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関の出張所及び監視署の設置に關し承認を求めらるる件

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関の出張所及び監視署の設置に關し承認を求めらるる件

最近における外国貿易のすう勢、密貿易の動向及び北緯二十九度以北の島、よのわが国の行政権下への復帰等にかんがみ、税関行政の円滑な遂行及び密貿易の監視取締の完全を期するため、別表のとおり、門司税関津久見税関支署佐伯出張所外一出張所を設置するとともに、監視署の配置転換を行い、神戸税関飾磨監視署外二監視署を設置する必要があるもので、大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）第二十三條第一項の規定による税関の出張所及び監視署の設置に關し地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五百二十六條第四項の規定に基き、国会の承認を求めらる。

別表

税関支署出張所、税関監視署及び税関支署監視署の新設

一 税関支署出張所

所轄税関	税関支署出張所名	位 置
門 司	津久見税関支署佐伯出張所	佐伯市
函 館	釜石税関支署大船渡出張所	大船渡市

二 税関監視署及び税関支署監視署

所轄税関	監視署名	位 置
神 戸	神戸税関飾磨監視署	姫路市
門 司	津久見税関支署佐賀ノ関監視署	大分県北海部郡佐賀ノ関町
	鹿兒島税関支署中ノ島監視署	鹿兒島県大島郡十島村

一 降格又は廃止する出張所及び監視署

税関支署出張所（監視署に降格）

所轄税関	出張所名	位 置
函 館	青森税関支署大湊出張所	青森県下北郡大湊町

二 税関出張所（廃止）

所轄税関	出張所名	位 置
門 司	門司税関六連出張所	下関市

三 税関監視署及び税関支署監視署（廃止）

所轄税関	監視署名	位 置
神 戸	神戸税関真浦監視署	兵庫県飾磨郡家島町
	神戸税関湊監視署	兵庫県三原郡湊町
門 司	津久見税関支署佐伯監視署	佐伯市
函 館	釜石税関支署大船渡監視署	大船渡市

○西村（直）政府委員 たいま議題となりました国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に關する法律案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。

今回わが国は国際通貨基金協定及び国際復興開発銀行協定に加盟することとしたし、これがため国際通貨基金協定及び国際復興開発銀行協定加盟につき承認を求めらるる件を、別途国会へ提出中であり、加盟に伴つてわが国

は基金協定及び銀行協定の規定によつて、出資の払込みその他各種の義務を負ふこととなるのであります。これらの義務を履行いたしますためには、国内法的な措置を必要とするものがありますので、このためこの法律案を提出いたしました次第であります。

次にその内容の概略を申し上げます。

まず、基金及び銀行に対する出資額は、それ／＼二億五千万ドルであります。

して、現行のレートで換算いたしますと、それ〃九百億円となります。政府はこの金額の範囲内で、基金及び銀行に対して出資し得ることを規定いたしました。この金額は現在ただちにその全額の支出を要するものではなく、負担の最高限を示したものであります。

次に、基金に対する出資は金及び本邦通貨で、銀行に対する出資は金または合衆国通貨その他の外国通貨及び本邦通貨で行い得ることと定めております。すなわち基金への出資は二つの部分に分かれ、割当額二億五千万ドルの二五％に当る部分は、金で加入前に出資することと要しますが、残額七五％に当る額は本邦通貨で加入後支払うこととなるのであります。また銀行に対する出資は三つの部分に分れ、第一に、総額二億五千万ドルの二％に当る部分は、金または合衆国ドルで、第二に、総額の八％に当る部分は本邦通貨で、いずれも加入前に払い込むことを要しますが、総額の八〇％に当る額、すなわち出資額総計の大部分は、将来銀行から払込みの請求があつたときに金、合衆国ドルその他の外国通貨のいずれかで支払うこととなるのであります。

次に、出資を行うにあたりましては、わが国の財政の現状にかんがみまして、日本銀行の所有する金地金をその帳簿価額で買い上げ、これを基金に出資する金の一部に充てることが適当と認められますので、これに関し必要な事項を規定いたしました。

次に、基金協定及び銀行協定によりますと、本邦通貨たる円で払い込む額については、必ずしも現金で全額出資

する必要はなく、その大部分は、政府または中央銀行の発行する一定の証券をもつて、円貨の払込みにかえることができますので、わが国もこの協定の規定により、その払い込むべき本邦通貨の大部分を、国債の交付によつてかえることとし、この出資のために基金及び銀行に交付する国債の発行等に関する、必要な事項を規定したのであります。

なおこの国債は、基金または銀行から要求のあり次第、ただちに現金で支払われるべきものであることを要請されておりますので、政府は基金または銀行からこの国債について償還の請求があつた場合には、ただちに償還を行うことにしますとともに、償還財源に不足がある等のため償還ができない場合を考慮して、政府はその償還できない金額に相当する国債の買取りを、日本銀行に対して命ずることができるともいたしておるのであります。

以上申しましたほか、基金の取引及び協定の規定による寄託所として、日本銀行を指定すること等について、所要の事項を規定しているものであります。以上がこの法律案の提案の理由及び内容の概略でございます。何とぞ御審議の上、すみやかなる御賛成をいただきますようお願い申し上げます。

次に、議題となつております昭和二十七年における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案、これにつきましてその提案の理由を御説明申し上げます。

員に對しましては、特に従来の場合の八割増の退職手当を支給する措置を講じたのであります。今回の行政機構の改革に関連して退職する職員に對しても、諸般の事情にかんがみまして、先般と同様の措置を講ずることが適当であると考えられますので、ここにこの法律案を提出いたしました次第であります。

次にこの法律案の内容を概略御説明申し上げますと、まず今回の行政機構の改革に関連して、または昭和二十七年四月五日から同年十二月三十一日まで期間において退職する職員で、閣議で定めるものに対しましては、さきの行政整理の場合と同様に、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律附則第五項の規定により計算した額の八割増の退職手当を支給することといたしました。

次に昭和二十七年四月五日から同年一月一日から同年三月三十一日までの間に於いて退職する職員で、閣議で定めるものに対しましては、従来通常の整理の場合と同様、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律附則第五項の規定により計算した額の退職手当を支給することといたしましたという趣旨であります。

以上がこの法律案の提案の理由、内容であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

従来緊要物資輸入基金は、特殊需要に應ずるため、政府において緊急に取得することを必要とする物資の輸入に、運用することになつていたのであります。今この基金の運用する物資の範囲を改め、この法律案を提出いたしました次第であります。

すなわち、政府が取得することの緊要な物資で、以下に申しますようなものの輸入に對して、この基金を運用することといたそうとするものであります。

その一つは、國際的とりきめに基いて日本国に割当てられた物資でありまして、これは國際原料割当會議によつて加盟国に亜鉛、硫黄、タンクステン、マンガン等を割当てておるのであります。輸入が、これらの貴重物資については、輸入後の使途につき規制する必要があり、これを緊要物資輸入基金の運用により、これを政府において取得することといたしたのであります。

次に外國における輸出統制物資等、政府以外に於ける輸入が困難なもの、または政府による輸入を有利とするものでありまして、たとえば外國において政府相手でなければ輸出をしないもの、または民間において輸入をするときは、競争のため輸入価格をつり上げるおそれのあるもの等であり、これらの物資についても、本基金の運用により取得することといたしたのであります。

提案の理由を説明いたします。現在外國為替資金は、対外支払い手段及び外貨債権並びに對外支払いの決済上必要な金銀地金の売買等に、運用することになつていたのであります。最近の外國為替等の保有高の増加の状況にかんがみまして、同資金を有利かつ確実な外貨証券にも運用し得ることとするのが、適當と認められ、この改正を加えるため、この法律案を提出いたしました次第であります。

このほか、今国会で目下御審議を願つております貴金屬管理法の一部を改正する法律により、銀の統制額がなくなり、伴ひまして、外國為替資金に属する銀地金につきましては、大蔵大臣の指定する価額によつて評価することといたしてあるのであります。

以上がこの法律案の提案の理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願いいたします。

第五番目の法案として、接收貴金屬等の数量等の報告に関する法律案の提案の理由を説明いたします。終戦後、連合国占領軍は、本邦内におきまして、政府及び日本銀行等の公的機関を初め、旧軍需会社等の保有いたしておりました金、銀、白金等の貴金屬及びダイヤモンドを占領軍自体の手で直接接收し、管理して来たのであります。これら貴金屬等を政府に引渡し、その処理は政府にまかせられたのであります。政府といたしましては、これらの引渡しを受けた貴金屬等を、その接收を受けた旧所有者等に対して、返還その他の措置を講ずる必要が

あるのでありますが、何分にも接収に
関しましては、政府はまつたく関与し
たさなかつたため、現状においては接
収を受けた者の住所、氏名及び接収さ
れられた貴金屬等の種類、数量その他
が不明でありますので、これらの事項
を明確にすることがまず必要でありま
す。そこでこれらの事項を調査確認し
たしますため、接収を受けた者から必
要な報告を徴することとしたし、この
法律案を提出した次第であります。

以下その内容につきまして申し上げ
ますと、本邦内において貴金屬等を占
有して、これを連合軍占領軍に接
収された者またはその相続人等は、昭
和二十七年九月三十日まで、その接
収された貴金屬等の種類、数量そ
の他接収の事実を示す事項を、所要の
証明書類を添えまして、大蔵大臣に報
告しなければならぬこととしていま
るのであります。

なおその報告にあつて、不当の利
益を得るがため虚偽の報告をすること
を防止するため、虚偽の報告をなした
者に対する罰則を設けることとしたし
ました。

以上がこの法律案の提出の理由であ
ります。何とぞ御審議の上、すみやか
に御賛成くださるようお願いいたしま
す。

第六番目の法案でありますが、地方
自治法第五十六條第四項の規定に基
き、税関の出張所及び監視署の設置に
関し承認を求めるとつきまして、
その提出の理由を御説明申し上げま
す。

最近における外国貿易の趨勢、密貿易
の動向及び北緯二十九度以北の島嶼

のわが国の行政権下への復帰等にかん
がみまして、税関行政の円滑な遂行及
び密貿易の監視取締りの完全を期し
ますため、津久見税関支署佐伯監視署
外一監視署を出張所に改めまして、こ
に、神戸税関節制監視署外二監視署を
新たに設置することとしたし、こ
こに国会の御承認をお願いいたします次
第であります。

次にその内容の概略を申し上げます
と、まず津久見税関支署管内の佐伯港
は、港湾設備が整備された天然の良港
で、また背城産業も最近とみに隆盛を
来しており、その上二月十日に発せら
れた安全宣言を契機として、セメン
ト、木材等の輸出が増加し、税関業務
も急増する傾向にありますので、現在
の佐伯監視署を出張所に昇格いたした
のであります。

また釜石税関支署管内の大船渡港
は、気候的にも地理的にも恵まれてい
る上、背後に豊富な地下資源を有し、
化学工業の立地条件に恵まれており、
工業貿易港として発展しつつありま
すので、現在の大船渡監視署を出張所に
昇格いたしたのであります。

次に、阪神地区の密輸の動向及び地
理的條件を考慮いたしまして、姫路市
節制区に監視署を新設いたしたので
あります。また津久見税関支署管内の
佐賀ノ関港は、地理的にも重要な地に
位置し、日本鋳業佐賀ノ関製錬所の門
戸をなしているため、不開港出入特許
を得て出入いたします外国貿易船も次
第に増加しており、その上一方この地
と琉球及び南西諸島方面との間に、非
鉄金屬類の密輸が相当活発に行われて
おりますので、この地に監視署を新設
いたしたのであります。

さらに、このたびわが国の行政権下
に復帰いたしました鹿児島県大島郡十
島村のうちいづゆる下七島は、中ノ島
を主要中継地として、従来からわが国
と奄美大島、琉球方面との間の密貿易
の主要中継地となつております上、近
くこの島を経由する鹿児島、那覇間の
定期航路も予定されておりますので、
密貿易の取締りと税関行政の円滑を期
するため、中ノ島に監視署を新設いた
したのであります。

以上のように二出張所及び三監視署
を設置いたします反面、行政機構簡素
化の趣旨にかんがみ、現在見るべき貿
易実態もなく、密貿易事件も僅少と思
われまますところの門司税関六連出張
所、神戸税関真浦監視署及び海防監視署
を廃止し、また青森税関支署大湊出張
所を監視署に改めることとしたので
あります。

以上が国際通過基金及び国際復興開
発銀行への加盟に伴う措置に関する法
律案外四法律案、並びに地方自治法第
百五十六條第四項の規定に基き、税関
の出張所及び監視署の設置に承認を
求めるの件の提案の理由及び内容で
あります。何とぞ御審議の上、御賛成
いただきますようお願いいたします。

○深澤委員 資料の要求があります。
接収貴金屬等の数量等の報告に關する
法律案につきまして、平和条約の発効
と同時にこれら貴金屬等を政府に引渡
し、その処理は政府にまかせられたの
でありますというところが提案理由の中
にありますが、占領軍が日本政府に
引渡しました貴金屬はどのような内容
のものであるか、そうして接収したの
は大体どこから接収したものであるか
というような、ある程度のことがおわか

りになつていと思う。そういう点を
できるだけ具体的に表わしました表
を、ひとつ御提出願いたいと思うわけ
です。

○佐藤委員長 了承しました。
ただいま政府委員から提案趣旨の説
明がありました六件につきましては、
説明聴取にとどめまして、次に移るこ
とといたします。

○佐藤委員長 長期信用銀行法案、日
本開発銀行法の一部を改正する法律
案、及び閉鎖機関令の一部を改正する
法律案の三案を一括議題といたしまし
て、前会に引き続き質疑を続行いたしま
す。質疑は通告順によつてこれを許可
いたします。深澤義守君。

○深澤委員 ただいま議題となりまし
た法案のうち、日本開発銀行法の一部
を改正する法律案に關連いたしまし
て、若干の質問をいたしたいと思いま
す。

まず第一に本法案によりますと、見
返り資金の私企業に対する権利義務関
係の承継を、日本開発銀行がいたす
いうことになつておるのであります
が、見返り資金の問題は、占領下にお
いてもその運用の問題について幾多の
問題があつたのであります。もちろん
占領下におきましては、しばしば池田
大蔵大臣も言つておられますように、そ
の運用については占領軍当局の意向を
十分参酌して、運用することになつて
おつたのであります。しかし講和が発
効いたしましたので、一応形式的に独立国
の形になつたのでありますから、見返
り資金の運用の性格がおのずからかわ
つて来ることは、これまた必然であり
ます。しかしながらわれわれはこの見

返り資金の運用、その性格のかわつた
ことについては、いまだ政府当局から
明確にその方針が示されていないので
あります。ところが本法案によりまし
て、見返り資金の私企業部分を日本銀
行が承継することになつておるのであ
りますから、見返り資金全体の性格と
その運用の方針の根本的なものが、政
府によつて定められていなければ、こ
ういうことはできないと思ふ。そこで
私が銀行局長にお伺いしたいのは、見
返り資金が占領から講和発効という根
本的な性格の変化によつて、その性格
がどういふぐあいにかわつて来たの
か。その運用をどういふぐあいにや
つて行くのか。その根本方針についてま
ずお伺いしたいと思います。

○河野(通)政府委員 見返り資金につ
きましては、実は私が所管をいたして
おりませんので、十分的確な御満足
の行へるような答弁ができませんかど
うか疑
問であります。一応私の承知してお
りますことを申し上げたいのでありま
す。独立いたしましたので、つまり平和条
約の発効に伴ひまして、見返り資金の
運用につきましては、予算上、つまり
国会の御承認その他の問題を抜きにい
たしまして、対外的な關係を申し上げ
ますならば、原則として日本政府の独
自の判断で運用できるように相なるも
のと了解いたしております。ただ問題
は、従来からのいきさつ等もございま
すので、特別の場合にはいろいろ大き
な点について、相談を要するような問
題が起るかと思ひます。見返り資金
のものもこのようになっております援助資
金が、日本政府のアメリカ政府からの
債務というところに相なつております
關係上、その点に關連いたしまして、先

方と相談しなければならぬ問題も起つて参るかと思ひますが、原則は日本政府の独自の判断によつて運用できるもの、かように了解いたしておきます。

○深澤委員 援助資金の返済の問題について、すでに合衆国政府から日本政府に対して、公式ではないが、非公式に返済の要求があつたように、新聞でわれ／＼は承知しているものであります。そこで日本政府は、援助資金の返済は一体どういふ方法をもつてするか。性格的に申しますれば、見返り資金は援助資金の見返りとして、積み立てられているのでありますから、これを返済にまわすという事も実は考えられる。あるいはまた別個に予算を立てまして、毎年一般会計から返済して行くという様なことも、また考えられるのであります。そういう問題と関連して、見返り資金の性格をわれ／＼は考えなくちやならぬと思つておりますが、その援助資金の返済等について、一体政府は見返り資金自体を充てて行くのか、それとも別個に一般会計に予算を組んで、国民の税負担の中において返済をして行くのか、そういう問題が明確にならなければ、この見返り資金の運用という問題は、やすやす考えるべき問題ではないと私は思つております。それらについては、どういふぐあいに考えられておりますか。

○河野通政府委員 見返り資金のものと申すところ、援助資金が、アメリカ政府からの債務でありますことは、先ほど申し上げました通りであります。これが返済につきましては、西ドイツでありますとかその他の諸外国の例等をも参酌いたしまして、現在い

ろいろ検討は加えておりますが、まだこれが具体的な処理方法及び時期、順序等につきましては、申し上げられる段階に至つておりません。特にその返済をいたします場合の財源を、どこから捻出するかという問題につきましても、見返り資金からこれを返済するか、あるいは一般会計から特別の財源として計上いたしまして、これで返済することになるのか、これらの点につきましても、まだ明確な結論には到達いたしておらぬわけでありまして、なお先ほど申し上げましたように、私実は直接の所管をいたしておりますので、必要がございすれば、関係の局長なりあるいは大蔵大臣から、答弁を求めたいと思つておきます。

○深澤委員 講和発効と同時に見返り資金の運用方法については、当然政府が根本的な方針を定めなければならぬ。その方針が定まつていないのに、私企業に分だけ、日本開発銀行に承継するのだという様なことを、やすやすと法案に私は盛り込むべき性質のものではないと考える。まず根本的な見返り資金に対する運用の方法を国会に明示して、しかる後にその運用として、私企業分は開発銀行に振り向けるという様なことにならなければ、筋が通らないと私は思つております。この問題については、銀行局長は所管でないからとおつしやるのでありますから、つつ込んだ御答弁は得られないことも無理ないと思つておりますが、この点については、私は特に重大な内容を含んでおります問題であるので、これは池田大蔵大臣に直接御答弁願ひたいと思つておりますので、委員長からひとつ池田大蔵大臣の御出席を願ひまし

て、この問題に対するお答えをお願いいたしたいと思います。

○佐藤委員長 了承しました。

○深澤委員 その次にお伺ひいたしましたのは、復興金融庫の資金の開發銀行による承継の問題であります。提案理由の説明によりまして、復興金融庫から承継した資産に見合う政府借入金八百五十二億二千万円を、出資金に振りかえることとしたということでありまして、この中には復金の未回収の分も含まれるのか含まれないのか、その点を伺ひたいと思つておきます。

○河野通政府委員 今のお尋ねは、ちよつと聞き違つたかと思つておますが、復金の従来貸出しをいたしましたその債権が振りかゝるわけではないのであります。復金への政府の出資が、そのまま開發銀行に対する貸付金として処理をせられたわけでありまして、従いまして、その貸付金に対して処理せられたものが、政府からの出資に振りかゝる、そういう措置をいたしましたのであります。こういうことをいたしました理由は、同じ政府からの貸付金という形で整理をいたしますか、あるいは政府からの出資という形で整理をいたしますか、これはいろいろ議論のあるところであらうと思つておきます。必ずしも従来やつておきますやうな、政府からのこういう政府機関に対する出資という形を、特に貸付金という形に振りかゝる必要は、実はなかつたわけでありまして、これらの点から考へて、はつきり政府から政府機関に対する金の出し方は、出資という形で出した方が適當であらう、こういう見解に立ちまして、これを貸付金から出資ということに振りかゝたわけでありまして、

○深澤委員 そういたしますと、すでに復興金融庫から開發銀行が承継した資産、それが今までは政府の借入金という事になつておつたが、それが今度は出資金という形になつたのだ、こういうことではないんですか。

○河野通政府委員 あるいは御質問とダブるかも知れませんが、こういうことです。復金が従来政府からの出資を得て、それによつて融資をいたしておつた。その融資をいたした融資債権、貸付金債権との関係ではなくして、政府から出資をいたしておつたその金額が残つておりました。その金額がそのまま開發銀行への貸付金という形にかつたわけなんです。今の現行法ではかつておつたわけなんです。復金自体の融資債権の問題じやなくして、政府からの復金に対する出資、それが政府からの貸付金にかつておつた。それを今度は、政府からの貸付金を政府からの出資に振りかゝた、こういうことではあります。

○深澤委員 よくわかつたのであります。つまり復金に今までは政府が貸しておいたものを、今度はその貸しておいた額を、開發銀行への出資金ということに振りかゝたんだということでありまして、そこで問題になるのは、なるほど政府は復金に八百五十二億二千万円というものを貸したのであります。ところが開發銀行は、この復興金融庫から承継した資産に見合う政府借入金八百五十二億二千万円を、今度は政府の出資金として処理するのであるが、しかしこの八百二十五億二千万円というものは、現実にある現金ではなくして、かつて復興金融庫に政府が貸したというその形式的な額を、

開發銀行が出資金として受けておる、こういうことになつたというふうにご了解してよいですか。

○河野通政府委員 こまかい点であります。ちよつと違つたのであります。復興金融庫に対して政府は出資をいたしたので、貸し付けたものじやないのです。その出資を引継ぐに、復興金融庫が復金を引継ぐにあたりまして、これを政府の開發銀行に対する貸付金に振りかゝた。当初は復金に対しては政府は出資をいたしておつたのであります。その点はちよつと違ひますから……。

○深澤委員 そこでその八百二十五億二千万円というものは、結局現実にそこに現金があつたということではなくて、あるなしにかかわらず、とにかく政府が復金に出資したものを、そのまま今度は日本開發銀行の出資にしたということなんですね。

○河野通政府委員 ええ。

なる形によりましようとも、結局政府からの出資ということになつております。そういう意味におきまして、この貸付債権の内容いかんの問題も、これからの御質問があるのだからと思ひますが、その貸付債権の内容いかんによつては、結局開発銀行がその責任を負うのであるか、あるいは日本政府が責任を負うのであるかという点につきましては、両者とももちろん責任を負う、こういうことに相なるわけであります。

○深澤委員 そうすると、開発銀行といたしましては、今後銀行の運営に基きまして、八百二十五億二千万円というものは政府出資になつたのでありますが、その見返りはおそろしく現金で、開発銀行に八百二十五億二千万円が入つたのではないのでありますから——今までの融資債権は見返りになつておるということでありますから、これを百パーセント生かして行くためには、結局融資債権の問題をどうするかという問題が、当然起つて来ると私は思ふのであります。そこでその融資債権の問題について、これは政府も復金の整理段階におきまして、三段階にわけて、一つは近くとり得るもの、その次は長期間にわたつてとる可能性のあるもの、第三段階はとる可能性のないものというぐあいに、三段階にわけて整理をしていくのだというのを、相当前の国会でわれ／＼は政府当局の説明を聞いたのであります。そこでこれはほかの同僚委員からもいろいろ御質問がすであつたと思ふのでありますが、この融資債権の整理方針という問題について、概括的でないものでありますが、政府は一体どういふ考えを持つて

おられるのか、そして現状はどういふぐあになつていくのか、その点をお聞かせいただきたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 現状につきましても、開発銀行から役員の方が見えておりますから、そちらからお聞き取りを願ひたいと思ふのでありますが、今後の整理の方針という点につきましても、極力個々の事態を十分に見ましても、この開発銀行、あるいはその前身であります復興金融庫が、政府全額出資のもとに設立された政府機関という点から考へまして、終局的には国民の租税負担になつておるといふ観点から、できるだけこれらの債権の取立てを円滑に進めまして、間接に、終局的に國及び納税者の負担になることのないように、極力整理の満足なる遂行をはかつて参りたい。しかしながらこの点につきましても、やはり個々の融資関係につきましても、場合によりましては、当初の契約の融資期限よりもある程度延ばして回収した方が、終局的には債券の発行が十分でござるという面もござりましようし、またさういつたふうなことで、従来一括して回収する約束になつておつたものを分割して、回収をするという形にする方が、債券の発行になるというような面もござりましようから、その個々の融資関係に従つて、これらの点は十分の配慮を加えて参りたい。要はこれらの債権の回収を確実に実行することにして終局的に国民の負担に帰することのないように、できるだけ善処いたしたい、これが私どもの念願であり、基本的な方針であります。なお詳細につきましては、開発銀行の役員から御説明していただきます。

○中村説明員 それではただいま銀行局長の御説明に補足いたしまして、開発銀行の方針を申し上げます。元來回収方針ということ普通考へるのでありますが、しいて方針といへば、無理なく回収するといふ一語に尽きるのでありまして、實際はケース・バイ・ケースになるのであります。いろいろな方針におきましても、個々に事情が違ひますから、規則的なものはつくりましても、動きがつかないのでありまして、ケース・バイ・ケースに判断をして、そして無理なく回収をする、こういうことであります。私どもの考へは、復金時代は回収した金は全部政府に納付したのでありますが、今度は回収いたしました金はさらに産業界にまわらうわけでありますので、従つて回収した金は、政府に納めても生きるでありましようが、われ／＼として前よりも身近に使へますし、産業界にすぐ還元するといふので、非常に良好じやないかと思ひまして、特に元利回収には力を入れようといふわけであります。ただ實際問題といたしましては、期限通りに返せぬものもあり、それからしばらくめんどろを見に行けば生き返るものもあり、中にはどうしても担保物もあまりない、それから債務者もまつたくない、そういうものにつきましても、これは強行してもとれないので、そういうものは適當に、たとへばできるだけのものを納めていただいて、あとは打切るといふことも出て来ると思ふのであります。概して申し上げますれば、かすに時をもつてすれば、そう懸念なくとれると思ふのであります。ただたとへば政策融資と申しますか、引揚者の融資であるとか、特別の災害

の復興融資であるとかいふものにつきましても、初めから万全の回収——確實の意味では貸したのでないものもあるものでありまして、そういうものにつきましても、あまり強くやりましても、實際上無理がありますので、その場合には適當な時期までに償却をさして行くよりほかにと考へております。

○深澤委員 どうも私はその債権の回収について、今までは政府に対して納付するのであるが、今度は産業界にすぐ還元するのであるからという形で、非常に安易に考へている傾向があるのじやないかと思ふ。大体終戦直後のあのどさくさに出された政府融資の復金の金というものは、返さなくてもいいのだというふうな観念も、ある部分には相當あつたと私は思ふ。従つてこの回収問題については、国民の負担をできる限りなくするといふ意味において、相當の努力を必要とするもので、安易に考へるべき問題ではないと思ふ。特に終戦直後の貨幣価値と現在の貨幣価値とは違ひ、貨幣価値は非常に高まつているのであります。従つて債務者の方といたしましては、十分利益を得ているわけでは、さういふふうな關係において、私はこの復金の金を相當利用して莫大な利益を得て、なおかつその債権を返済してないといふような傾向が相當あるのではないかと思ふ。これは二重、三重の利益を得ていると思ふ。さういふ意味においては、嚴重にこの債権の回収についてはやるべきであるといふように考へているのであります。そこで今も説明があつたのでありますが、やむを得ない場合には切り捨てる、こういうことをお

つしやつておりますけれども、大体現在までの整理の状況の過程において、切り捨てなければならぬような見通しのつく債権は、額として大体どのくらいあるのか。その点の見通しがありましたらひとつお答え願ひたいのであります。

○中村説明員 債権の償却というのでありますが、これは復金時代に二回いたして、累計五億四千万円ばかりいたしておりました。それから今年度の決算におきまして、三億七千万円ばかりの償却をいたすつもりであります。将来のことにつきましては、実は引継ぎを受けましたときに、最近の機会において全部調べて、見直しをつけたところつておりましたが、ただいまのところ実績の数字はござりますが、将来の見込みの数字はまだ固まつておりません。

○奥村委員 ちよつと関連して……ただいまの五億数千万円と三億数千万円の金というものは、この一月十六日の引継ぎの時点のときには、すでに償却済みになつておるわけですか。

○中村説明員 復金で、つまり一月十六日まで二回にわたり五億四千万円ばかりを償却いたしました。それからわれ／＼が引継ぎを受けましたから、本年度の決算において三億七千万円ばかりを償却するつもりであります。

○河野(通)政府委員 開発銀行の中村さんから今御説明がありましたことを、誤解のないように申し上げておきたいと思ひます。償却をしたということとは、必ずしも切り捨てたということではござりません。償却をいたしますのは、内部の経理上の立場からはずつきり大事をふんでおくということもござ

います。償却をしたからといって、必ずそれは切り捨て、あとはとらないでは有りつばなしにしてしまうということではありませんので、その点は誤解のないように……。

○奥村委員 それでは経理上の償却と

○河野(通)政府委員 中村理事から御説明申し上げた方がいかと思ひますが、経理上償却をいたしますのは、個人の銀行においても同じことで、内部の経理として——これは最悪の場合にはとれないかもしれぬ、しかしこれは十分にとるのであるけれども、内部の経理の堅実と申しますか、確實を期するために、これだけのものは留保しておこう、利益の留保をしておこうということ、償却をいたすものが相当あるわけでは、これは一般の銀行がそれと申すわけです。しかしこれは、相手に対してそれだけはおまけであげます。つまり元本をそれだけおまけでよろしいというのではないのだ、ということをおまけと申すわけです。

○奥村委員 しかしそれは貸倒れ準備金の意味とは違ふと思ふ。貸倒れがそれだけある、あるまいにかかわらず、融資残高に対して一定の割合で積み立てるのです。そうすると、その処分は経理上はどうなるのですか。これだけはとれないということにするのだ、切り捨ててはしまわないのだ。そうするとおまけといつて、貸借対照表の上からは落とすというわけですか。貸借対照表の上から落した場合には、政府出資金はどうなるのですか。

○河野(通)政府委員 貸借対照表から落します場合は、それは利益金その他で

落すわけです。出資金を食つて落すわけではない。出資金を食つて落すのは損失補填なんです。そうではないので、一般の銀行と同じやり方をやつておるわけです。利益金でもつて償却をするわけでありませぬ。しかし償却をしたからといって、あなたの債権をまけてあげますということではない。とれたらとつたらいい、帳簿上は落します。しかし外に対しては償却は残つておるわけです。それが入つて来れば——金額は入らないかもしれぬけれども、一割でも入つて来れば、雑益なり償却済み債権の回収益というふうな形でそれは入つて来るわけです。益として入つて来ただけのものは償却の回収になるわけでありませぬ。償却をしたからといって、すべてを切り捨てるといふことではないことだけ、はつきり申し上げておきます。

○小山委員 今の問題に関連して二点お伺いしたいのでありますが、この説明書によりますと、「復興金融庫から承継した資産に見合う政府借入金八百五十二億二千万円」となつておるが、たゞいまの説明によると、資産という場合には不確定資産も含まれておる。つまり将来とれるかそれないかわからないものも、含まれておるといふ意味のようには解釈するのでありますが、その通りでありますか。

○河野(通)政府委員 帳簿の上に載つております資産は、これはすべて貸付債権として資産として見ております。しかしながらそのうち全額、必ず一〇〇%とれるかそれないかという問題につきましても、これは一般の銀行の経理の中にもいろいろ問題があるわけ

あります。しかしながら私どもは、先ほど来申し上げましたように、極力これが回収を円滑に進めることによりまして、終局的に資本の欠陥を起すようなことのないように十分回収に努めた。資本の欠陥を起すことは、結局終局的に国の負担になるわけでありませぬので、そういうことのないように努めて参りたい、かように考えております。

○小山委員 そうしますと、これは振りがかえりなく合併なのですね。出資ではなくて合併なのではないですか。つまり本来ならば、開業銀行に政府が出資するというならば、復金の資産を洗つて、純資産を引継ぐのがほんとうなんだろうと思ふのだけれども、いわばこれは将来どうなるかわからない債権までひつくるめて持つて来るのだから、一般の観念からいふと、これは合併なのですね。

○河野(通)政府委員 その意味では合併とお考え願つてもいいかと思ひます。しかしとれるかそれないかわからない債権がそうたくさんあつては困るので、原則として私どもは大体とれるということをお前提として考えております。それからもう一つ、この点はこの場合の特質だと思ひますが、同じ機関の合併とか吸収という点につきましても、復興金融庫も開業銀行もやはり同じ政府機関である。従つて普通の営利会社が合併いたします場合に比べると、この問題は、結局終局的には政府の負担に帰するわけでありませぬ。政府の負担というものは、結局国民の負担に帰すわけでありませぬ。その意味におきましては、普通の営利会社の合併とはやや趣を異にしておる、こうお考え願

つていいかと思ひます。

○小山委員 それからもう一つ、中村理事にお伺いいたしますが、さつきのお話によると、政策融資あるいは災害復旧融資というものがあつたお話をしたのですが、これは種類別にしまして、金額にして一体どれくらいありますか。これは明細をお出し願えますか。

○中村説明員 非常に俗な言葉を用いたのでありますが、復金時代には、たとえば震災があつて工場がくずれ、それに対してその工場を復旧する資金を貸したり、引揚者が何かするので引揚者に資金を貸した。政策という言葉は私がかつてにつくつた言葉でありませぬが、そういうものは小口でございませぬ、比較的小口でございませぬ。別のこと申上げたのでありませぬ、別にそういう分類があるわけでは計もあるわけではございません。

○小山委員 しかしそういうふうなことを言われたところを見ると、そういう観念があるに違ひない。でありますから、それがおそろく今後とれないというか、非常に取立てが困難な資金に該当するのではないかと思ふのであります。その金額は一体どのくらいあるのかということ、それは何箇年くらいで償却できる見込みかというくらいのこと、復金から来られた中村理事は御承知のほどでございますが、その点はいかがですか。

○中村説明員 実は復金の重役は全部解任いたしましたので、全部新規の者が役員になつておりますので、貸付等の状況は実は詳しく存じないのであります

けれども、しかしながらわれわれが比較的回収の悪いのは、ただいま申し上げたようなものが多いのであります。その顯著なものは炭住資金であります。これは別途に解決いたしまして、おそらく今後は新しい条件によつて回収できると思ひますが、炭住資金は特別問題になりまして、特別な措置ができたのであります。その他にも相当、普通の金融ベースからいへば、貸しにくいものを貸しておつたのが、復金時代にあつたのであります。これは当然またそうあるべきだと思ふのであります。そういうものが何となくとりにくいように思ふのであります。しかしながらそれはやはり各業態に入つておりました、分類としては引揚者融資が幾らというふうな分類はいたしておりませぬ。やはり機械類なら機械類、炭なら炭というように分類いたしておりましたので、それを抜き出しますことはちよつと時日を要するもので、御了承願ひたいと思ひます。

○小山委員 しかしこれは野党側が必ず追究されることだろうと思ふのであります。そういうふうなものがおよそどのくらいあつて、そうしてそれは現在の収益状況からいへば、何年くらいで償却できるはずであるというくらいのこと、私は見通しがついていないけれども、私は見通しがついていないと思ふ。全然見通しがついておりませぬか。

○中村説明員 この解散当時に、復金から引継ぎました積立金というのが三十六億ばかりあります。これはもし必要ならば償却に見合つてもいいので、それでかりに——これはわかりま

せんが、かりに五十億くらい不良資産になつておつたといつても、今三十六億ありますから、差引きますと、十七億になるのであります。それに対して、昭和二十七年はわれわれの予想通り行きますれば、利益が六、七十億あると考えますから、そのうちから消して行けば、そう長い期間でなく非常に不良なものがあれば消せるという見通しはついております。

○小山委員 だいたいお話に出ました炭住資金というのは、どういふふうな解決をしたのでありますか。復金でもつて出しておつた高い利息を、開発銀行の普通の貸付金に振りかえて、あたりまえの貸出し利息をとるといふような形をとられたのですか。

○中村説明員 炭住資金の解決の一番の要点は、短期償却を税法上認めたとであります。つくつたときから十年以内……これは損に計上しますから、それだけ経理が楽になります。一方貸付の方はこの四月一日を圍まして、その以前は全部五分五厘に下げ、それから四月一日以降は六分にする、こういう解決をいたしております。

○深澤委員 こまかい問題に入りますと、非常にたくさんございますので、そういう点をあとまわしにいたしまして、ともかくもこの復興金融庫の整理という問題については、これは国民も非常な関心を寄せている問題でございますので、私は概括的な問題をまずお伺いしたいのでありますが、現在融資権の残額の総額は幾らあるのか、その点をまずお伺いしたい。

○中村説明員 この三月三十一日の締切りであります、その当時におきまして、開発銀行の貸付が二百二億四千万円でございます。それから復金から承継いたしました貸付が七百五十八億、合せますとちょうど九百六十億くらいになります。

○深澤委員 資料が出ております五千万円以上融資先残高比較調べの最後は、解散当時が六百十億三千五百九十九万一千円ということになっておりますが、これは五千万円以上の融資先の残高であるということに承知していいのでありますか。

○中村説明員 さようでございます。○深澤委員 そういたしますと、これが七百五十八億から差引かれますと、四百四十七億がこの五千万円以下の残高であるということになりますね。

○中村説明員 その通りでございます。○深澤委員 それからこの五千万円以上の表が出ておりますが、これは融資条件の中の期限がまだ来ていないものが全部なのか、それとも全部期限が来て、なお回収になつていないのか、その点はどういふふうな状態になっておりますか。

○中村説明員 これは一月十六日復金を吸収した当時におきまして、残高が残つておるのであります、期限が来て滞納しておるものも多少ございまして、しかし大部分はまだ昭和三十年年まで続いておりますものもあつたのであります。

○深澤委員 そういたしますと、全体的に昭和三十年年までその期限がまだ続いております。そうすると復金の融資期限というものは、十年というふうなことで、大体全部がきまつておりますか。

○中村説明員 業種によつて違ひます。短かいものもございまして、長いのは十年というのもございまして。○深澤委員 そうするとこの五千万円の中の大部分が、これはもう十年昭和三十年年ということになつておるのですか。それともその比率はどういふことになつておるのですか。これは大体がそうであつて、中のごくわずかの部分だけがすでに期限が来ておるのだが、滞納になつておるといふことなんですか。

○中村説明員 概して申しますと、石炭と、船については相当長期に貸しておりますが、その他のものはそうひどく長期なものはないと思つておる。○深澤委員 そういたしますと、石炭と船ということになりますと、この五千万円以上の中ですら多くの部分ではないと思つておるのですか、そうすると大部分はすでに期限が来ておるのだが、滞納の状態になつておると理解していいのですか。

○中村説明員 復金は新規貸出しをやりましたのは昭和二十四年でございますから、新しいのは昭和二十四年ごろ貸したのもあるのでございますが、そのころ長いのは十年くらい、短かいのは三年、五年というのもございまして、ただいま申し上げましたのは、少し間違ひましたが、石炭と電気と船の三つは相当長期に貸しております。あとはそう長く貸してないのであります。もうすでに期限が来ておるといふのは少数でございます、なお一、二年残つておるのが大部分でございます。

○小山委員 これらのうちの利息の納入状況はどんな状況になつておりますか。

○中村説明員 概して申しますと、五千万円以上の大口のものはほとんど大部分が元利ともにきれいに返つております。ごく特殊の事情のものが一、二あると思つておるが、五千万円以上の大口のものにつきましては、大体におきまして原則としては順調に返つておるのが多いのでございます。

○深澤委員 この復興金融庫で貸した当時と、さらに今度は開発銀行がこの融資をしてありますが、復興金融庫が相当額貸したものに、さらに貸付を今度は開発銀行としてやつておるのではありませんか、こういう場合において、前の債務と今度の債務との関係があるのではありませんか、開発銀行が新たに貸すという場合は、これはどういふことになりませんか。もちろん前の債務の償却が確定であるという意味で、これは融資されるのか。それとも前の債権を確保し、さらに回収を確保にするために、この開発銀行として融資をするならば、うまく行くであろうという見解で融資をされるのか。その融資の方針というものをひとつお伺いしたいと思つておる。

○中村説明員 この開発銀行になりましてから貸しますのは、政府の基本計画というものがございまして、それに順応して貸すのであります。ただその計画に順応しております計画でも、従来復金の取引引がが悪いものにつきましては、これは貸出しをしるわけでございます。従つて復金の貸出しも順調に返す、新しい貸出しも順調に返す、こういう見込みがなければ新規の貸出しはいたしません。

○深澤委員 時間もないようでありまして、ほかに同僚委員からも質問があるので、こまかい部分はあとまわしにして、なおお伺いしたいのは、政府が開発銀行に対して出資する場合において、「百万円に満たない部分に相当するものを除く外」といふ規定が四十八条にあるのです。この点の解釈がどうも納得が行かないのであります。この点を銀行局長にお伺いしたいと思つておる。

○橋口説明員 ただいま御質問のありました点は、現在の開発銀行の政府からの借入金には端数がついておる。これは従来開発銀行が復金を合併いたしました当時においても、復金の資本金に端数がついておりました。これが現在でも端数となつて残つておるわけでありまして、ただ将来の開発銀行の資本金を考えますときには、端数がなくて比較的割りのいい数字の方が適当であると考えまして、端数の百万円に満たない部分につきましては整理をいたしまして、その部分は開発銀行の準備金として積み立てるといふ措置をとつたのであります。

○深澤委員 一種の管理融資かと存するのであります。が、もしこの際新しいものを貸せば前のも生きて来る、今度のも生きて来る、こういう場合には特別に考えることもありますが、それは抽象的な考え方でありまして、具体的には管理融資、つまり前の成績は悪いけれども、今度貸せば前のが生きて来るというふうな例は、具体的な例としてはまだ見当らないのであります。方針としてはそういうことが考えられると思つておる。

九

○佐藤委員長 宮幡靖君。

○宮幡委員 今開発銀行について深澤委員から質問がありましたので、その方面で一、二伺つてみますが、これは実は大蔵大臣にも聞いておいていただきたい。政府の財政金融政策が、どうも独立ということの余波を食ひまゝで、不動であるべきものがだん／＼弛緩をして来るような感じがいたしてな

○河野(通)政府委員 政府全体の考え方について、私が答弁いたすような借越なことはできないのでありますが、

金その他の一元運用をするという根本方針がくずれるであろうと思う。だから日本開発銀行なんかはすみやかにやめになつて、民間にでも移してやつたらどうかと極論したいような気が持

○中村説明員 たいと思ひます。

今回の改正によりまして債務保証業務を追加せられておりますが、これは追加せられた方がいいとか、あるいは追加しなければならぬということの理由について、御明快な御答弁を願

○宮幡委員 外資導入を主たる目標といたします債務保証業務を開始せられ

として、せつかく開発銀行の当局の方がお見えになつておりますので、二、三事務的な質問をいたしたいと思ひ

○河野(通)政府委員 政府資金の借入れにつきましては、まだ具体的になつ

が、ありましたならば、その想定をお聞かせ願ひたいと思ひます。○中村説明員 たい、まのところまつたく聞いておりません。○宮幡委員 しかればせつかく業務に追加するのでありますから、これが有効適切に働くようにひとつ御心配にあ

正の特徴として、見返り資金の貸付債権及びこれに付随する権利義務の承継、将来出資に振りかえるという含みであり、元利を合計したものを再投資する、こういうねらいであります。その趣旨は私は賛成するものであります。字句の上で「これに付随する権利義務」とありますが、一体これに付随する権利義務というものはいかなる実体的ものであるか。これについてお伺いしたいと思います。

○樋口説明員 お答え申し上げます。ここに規定してあります趣旨は、開発銀行は見返り資金の私企業貸付債権とそれに付随する権利義務、言いかえますれば、見返資金特別会計が当該私企業債権について持つておられます法律上の地位を、一括して承継するという趣旨でございます。従つてここに書いてあります権利と申しますのは、たとえば保険請求権であるとか、あるいは抵当権、あるいは既経過の受取り利息、義務といったものは、たとえば完済した場合には抵当権を解除してやるというような、そういう意味の広汎な権利義務を含めておられるつもりであります。

○宮橋委員 しかれば見返り資金がこれは特別な資金でありますので、普通の営業と考えることが誤解かもしれませんが、もし営業と考へたならば、いわゆるこれに付随する権利義務ということは、営業の全部または一部の譲渡という意味の権利義務の承継と同じ解釈で、間違いないのであります。

○樋口説明員 開発銀行が承継いたします主体は、あくまでも見返資金特別会計の私企業に対する貸付債権でございます。

ありますが、それに関連いたしました、ただいま御説明いたしましたような権利あるいは義務については、これを包摂して承継する。従いまして御指摘のありましたような、営業の譲渡というような考へに近いのではないかと考えております。

○宮橋委員 そこで次にもう一、二点伺いますが、開発銀行の貸付決定に至ります間において、開発銀行の当事者はどうお考へになつておるか知りませんが、遠慮なく申せば——私があえて毒舌を振うわけではありませんが、どうも評判がよくないのであります。先ほど中村説明員のお話の中に、政府の計画に基いてやるのだ、しかしそのうちでも貸せないものは貸せない。これはごもつともであります。ところがそれがどうも極端に出ておる。安本の計画、担当行政官から推薦いたしました資金の割当にいたしましたも、遠慮ない言葉で申せば、小林中さんのごきげんに合わぬものは借りられないのだ、というちまたの評判があるのではありません。そこでこれらの誤解を払拭いたしたいのが私の念願であります。この貸付決定に至ります政府機関との連絡の詳細を、ここで御説明をいただきたいと思ひます。記録にとどめておきたいと思ひますから、御説明を願ひたい。

○中村説明員 大体貸付順序を申し上げますと、まず窓口でお申入れがございまして、それが政府の基本計画に沿つていかどうかという判定をいたしまして、沿つていない場合には、申込みの受付を留保するのであります。それから計画に載つておりましたら、正式に受付をいたします。その受付をす

るかしないかの決定は、全部役員会で責任をもつて決定いたします。それから受付をいたしましたものは、これを審査へまわしまして、会社の状態、それから今度の計画がいかにどうか、それがはたしてどれくらい金がかかるかどうか、また会社の返す能力があるかどうかという点を詳細に調べまして、審査をいたしました結果、その報告に基きまして、さらにまた貸付をどうかどうか、幾ら貸すか、条件をどうするかというようなことを役員会で決定いたしました。そうして完了するわけでありまして、その場合にいろいろな点がございまして、さんくひつぱられまして、遅れもいたしますし、また場合によるとお断りすることもございますが、大体お断りするときには、相手方の納得をいたしていただきまして、お断りしているのが現在までの実情でございます。

○宮橋委員 口で答弁願ひますと、まことにスムーズであります。実態ははなはだ不円滑のようで、評判はよくないのであります。最初が買船資金の肩がわりで、第二次が第六次の後期の肩がわりをいたしました。さらに今年度に入りまして、電力の肩がわりを約二十億今手続進行中でありまして、近く完了すると思ひます。さらに本年度の資金計画として約五十億を肩がわりに予定しております。これはそのとき的情勢によりまして——これは何も五十億になつたわけではないのであります。さらに資金の状況を見まして、適当に肩がわりをいたしたいと思ひます。

○宮橋委員 次々簡単なことを一つ伺いますが、二十七年度の開銀の融資計画というのはいくらあるわけでありませう。それは資料をいただいております。かどろはつきり頭に残つておりました。その他の行政で開銀の資金を使うために、いろいろの構想を発表しておる。たとえば通産省の案を見ますと、約二百三十億の融資が可能である。こういうことを言つておる。自家発に六十億、鉄鋼で四十八億、石炭が三十五億、金属鉱山が十六億、機械で十六億、化学で十八億、その他一般産業で三十七億、これが融資計画である。こういうことではあります。これは預金部資金の關係と非常に深い関連を持つのであります。今一体こういう計画の実態はどうなつておるのか。そこで、これは言葉の上でなくて、文書でいただいた方がよろしいと思ひます。資料として未提出のようでありましたならば、あすでもあさつてもつけようでありまして、出していただきたい。それで運輸省の方に行きますと、運輸省の關係は、これは建設勘定であります。設備資金といたしまして開銀に百三十億の導入を折衝しておる。これができれば、線路ができるか、トンネルができるか、あるいは電化ができるか知らぬが、とにかくやるんだ、こういうことを運輸省はまことしやかに言つておるし、計画にも載つております。こういう問題を運輸省でも取上げておるのですが、現に折衝があるのかどうか。通産省の方で考へておられます。この計画を見ますと、そこに矛盾撞着があるわけでありまして、これがどういふふうになつておるか。ひとつ実例的に、運輸省は設備資金として開銀を通じて百三十億導入するのだという考へ方につきま

